

広島県告示第百六十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十二條の四第四項及び第三十三條第四項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次の病院を認定した。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団緑誠会 光の丘病院	福山市駅家町向永谷三〇二番地	平成二十二年二月一九日から 平成二十三年三月三十一日まで